

京都市告示第333号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道の一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和4年8月31日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	山越里0043号	右京区花園内畑町29番地の4地先 同町29番地地先	

(一部廃止里道)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	細野上小屋谷里1号	右京区京北細野町上小屋谷1番地地先 同上	
2	細野北谷里9号	右京区京北細野町北谷25番地の5地先 同上	
3	醍醐里5004号	伏見区醍醐多近田町12番地地先 同町16番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)